

徳島県告示第四百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年四月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
株式会社Be Brave	大阪市西区京町堀二丁目九番一〇号ブリエール京町堀9A	訪問看護ステーション ビブレ藍住	板野郡藍住町東中富直道傍示 六七一	介護予防訪問 看護	令和五年四月一日